

那須塩原市有財産利活用民間提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、民間活力の導入による有益な提案により市有財産を利用する事業者（以下「利用事業者」という。）を選定しようとする場合の事務取扱に関し、那須塩原市財務規則（平成17年那須塩原市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市有財産 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）238条の公有財産であつて、民間活力の導入により活用が期待できるものとして、市長が別に定めるものをいう。ただし、行政財産の場合は、法第238条の4第7項の規定により、その利用がその用途又は目的を妨げないものに限る。
- (2) 民間提案制度 市有財産の利用事業者を特定する場合において、一定の条件を満たす提案者を公募し、提出された提案の審査及び評価を行い、市有財産の活用に適した提案者を特定し、使用許可、売買契約、貸借契約等の随意契約を行うことをいう。
- (3) 提案 市有財産の利用主体、利用方針、利用計画案等に関する事項をいう。
- (4) 提案者 民間提案制度において、参加資格がある者で、提案の提出を行う者をいう。

(実施の決定)

第3条 民間提案制度を実施しようとする市有財産があるときは、当該市有財産を所管する課又は民間活力の導入の調整を所管する課の長（以下「担当課長」という。）は、市長の決裁を受け、民間提案制度の実施を決定するものとする。

(実施の公表)

第4条 市長は、民間提案制度により市有財産の使用許可、売却、貸付等を実施しようとするときは、民間提案制度の実施に関し、提出資料、担当課長その他必要な事項を掲示板への掲示、市ホームページの掲載その他適宜の方法により公表するものとする。この場合において、掲載する事項については、市長が別に定めるものとする。

(提案期間)

第5条 提案は、随時受け付けるものとする。

2 前項に規定するもののほか、市長が特に期間を定めて利用事業者を選定する市有財産に

については、別途期間を定めて提案を受け付けることができるものとする。

(参加手続)

第6条 民間提案制度により提案を提出しようとする者は、市有財産利活用民間提案制度提案意向申出書（様式第1号。以下「提案申出書」という。）に、第4条の規定により公表された必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 提案申出書を提出しようとする者は、提案内容について担当課長に事前に協議しなければならない。

(調査審議)

第7条 担当課長は、前条第1項の規定より提案申出書の提出があったときは、別に設置する那須塩原市公共施設等利活用検討委員会（以下「委員会」という。）に対し、次に掲げる事項について調査及び審議を求める。

(1) 前条第1項の規定により提案申出書を提出した者（以下「申出書提出者」という。）の参加資格

(2) 提案内容の審査及び評価

(参加資格の確認)

第8条 市長は、申出書提出者について委員会において調査審議し、第4条の規定により公表された事項を満たす提案者（以下「提案資格者」という。）であるか確認するものとする。

2 市長は、前項の規定による確認の結果を市有財産利活用民間提案制度参加資格確認結果通知書（様式第2号）により、申出書提出者に通知するものとする。

3 前項の規定により参加資格を有すると認められた提案資格者は、市有財産利活用民間提案制度提案書（様式第3号。以下「提案書」という。）に、第4条の規定により公表された必要な書類を添えて市長に提出するものとする。

(提案者の特定)

第9条 市長は、提案書の提出があったときは、委員会に諮り、当該提案により当該市有財産の効果的な活用が期待されると認めるときは、市有財産の活用に適した提案者として特定するものとする。

2 委員会は、提案について、別に定める評価基準に基づき審査及び評価を行い、その結果を市長に報告するものとする。

3 市長は、市有財産利活用民間提案制度審査結果通知書（様式第4号）により、第1項の規定により特定した提案者（以下「特定者」という。）及び特定しなかった提案者に通知するものとする。

る。

(特定者との契約締結)

第10条 担当課長は、特定者と当該市有財産の使用許可、売却、貸付等に係る契約締結の協議を行うものとする。

2 前項に規定する場合において、特定者の提案内容の変更は、原則として認めない。ただし、特に市長が必要と認める場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の協議の結果、特定者が提案を実施できないと認めるときは、契約締結をしないものとする。この場合において、市長は、市有財産利活用民間提案制度特定取消通知書（様式第5号）を当該特定者に通知しなければならない。

(参加資格の喪失等)

第11条 第8条第2項の規定により、参加資格を有することについて通知を受けた者が、提案申出書、提案書、納税証明書等に虚偽の記載をしたときその他不正の行為があったことが判明したときは当該資格を失い、契約が締結されているときは当該契約を破棄するものとする。

2 前項に規定する場合において、市長は、市有財産利活用民間提案制度参加取消通知書（様式第6号）により通知しなければならない。

3 前項に規定する通知を受けた者は、当該通知があった日から6月間は、全ての民間提案について参加意向申出を行うことができない。

(特定結果の公表)

第12条 市長は、特定者について、市ホームページへの掲載により公表するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、民間提案制度の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）
様式第 1 号（第 6 条関係）

那須塩原市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

市有財産利活用民間提案制度提案意向申出書

市有財産の利活用について、次のとおり提案したいので、那須塩原市
提案制度実施要綱第 6 条第 1 項の規定により申し出ます。

対象市有財産	
活用の概要	

様式第2号（第8条関係）
様式第2号（第8条関係）

（商号又は名称）
（代表者職氏名） 様

那須塩原市長

市有財産利活用民間提案制度参加資格確認結果通知

次の件について、那須塩原市有財産利活用民間提案制度実施要綱第8より、参加資格確認結果を通知します。

件名：

那須塩原市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

市有財産利活用民間提案制度提案書

次の件について 那須塩原市有財産利活用民間提案制度実施
目 次

- 1 事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 2 応募者概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 3 利活用希望金額・期間・・・・・・・・・・・・・・・・
- 4 事業計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 5 効果・その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 6 資金計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
- 7 役員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【 1 事業概要 】

事業名	
事業概要	

【 2 応募者概要 】

事業者名	
代表者名	
連絡先	住所 〒 電話 FAX Email 事務担当者

※実際に応募に関する事務を所管する部署をご記入ください。

【 3 利活用希望金額・期間 】

--	--

【 4 事業計画 】

事業スキーム

事業内容

事業実施スケジュール

事業実施に当たって遵守すべき法律・条例等

【 5 効果・その他 】

期待される効果

そ の 他 (特 記 事 項)

【 6 資 金 計 画 】

資 金 計 画				
【記入例】				
経 常 経 費		初年度	2 年目	
	収入	千円	千円	
	事業収入	千円	千円	
	寄付金等	千円	千円	
	自己資金	千円	千円	
	借入金等	千円	千円	
	その他の収入	千円	千円	
	支出	千円	千円	
	人件費	千円	千円	
	賃貸料	千円	千円	
	減価償却費	千円	千円	
	その他の経常経費	千円	千円	
	経常損益	千円	千円	

※別紙掲載可。

【 7 役 員 名 簿 】

役 員 名 簿

【 8 事業実施者名簿 】

事業実施者名簿

【 9 添 付 書 類 一 覧 】

添 付 書 類 一 覧
○ 利用希望箇所を示した図面 ○ 工事図面（工事を必要とする場合のみ） ○ その他事業計画に必要な書類（事業に必要な許可証の写し、証明書等）

様式第4号（第9条関係）
様式第4号（第9条関係）

（商号又は名称）
（代表者職氏名） 様

那須塩原市長

市有財産利活用民間提案制度審査結果通知書

次の件の提案書について、那須塩原市有財産利活用民間提案制度実施の規定により、審査結果を通知します。

件名：

（ここに件名を記入してください）

様式第5号（第10条関係）
様式第5号（第10条関係）

（商号又は名称）
（代表者職氏名） 様

那須塩原市長

市有財産利活用民間提案制度特定取消通知書

次の件について、特定を取り消しますので、那須塩原市有財産利活用要綱第10条第3項の規定により、通知します。

様式第 6 号（第11条関係）
様式第 6 号（第 1 1 条関係）

（商号又は名称）
（代表者職氏名） 様

那須塩原市長

市有財産利活用民間提案制度参加取消通知書

次の件について、参加を取り消しますので、那須塩原市有財産利活用
要綱第 1 1 条第 2 項の規定により、通知します。